議案第４２号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することの協議について、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

七飯町長　杉　原　　太

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和３２年１月２３日３２地第１７５号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表⑵一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附　則

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。